

令和8年3月3日

◎31番（坂本茂雄君） 議長のお許しをいただきましたので、県民の会を代表して、質問させていただきます。

質問に入る前に、一言、お願いを申し上げます。県民の会では、昨年12月に同僚議員の橋本敏男氏が辞職され、今年1月には、さらに、同僚議員の田所裕介氏が辞職されましたが、それぞれの選挙区での補欠選挙を勝ち抜かれた土佐清水市選挙区の岡崎哲也議員、高知市選挙区の水野雪絵議員を迎えて、この2月定例会に臨むことができました。

今後も、県民の会の結成以来の基本姿勢である「県民に寄り添う身近であたたかな県政をつくために」4人が力を合わせて頑張りたいと思いますので、各党派同僚議員、知事始め執行部の皆様の御指導、御鞭撻を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

さて、質問に入らせていただきます。

まず、知事の政治姿勢についてであります。

最初に、高市政権における、いわゆる「国論を二分する大胆な政策転換」の議論について、お聞きします。

知事も提案説明の冒頭で述べられましたが、自由民主党が単独で定数の3分の2を超える316議席を獲得し、日本維新の会と合わせると352議席となりました。

しかし、その結果を受けて、高市政権が目指すのは、「国論を二分する大胆な政策転換」であり、その進め方にも大きな懸念を抱いております。

高市首相は、衆院解散の理由を「国論を二分するような大胆な政策、改革に果敢に挑戦していくため」と説明し、選挙戦でも「憲法改正をやらせてください」とか、声高に訴えていました。

そして、衆院選に圧勝すると「政策転換をやり抜けと力強い形で背中を押していただいた」という高市政権は、あつてはならないことですが、数の力を頼みに「国論を二分するような大胆な政策転換」を行うことを危惧される県民、国民は多いのではないかと思います。

高市首相は、国論を二分する具体の政策について言及されてはいませんが、知事は、今後どのような課題が国論を二分する大胆な政策転換となり、その議論のあり方としては、どのようなあり方が望ましいと考えられるか、お聞きします。

次に、サイレントマジョリティだけでなく、マイノリティに耳を傾け、寄り添う県政の運営姿勢について、お聞きします。

昨年9月定例会に計上されていた県立施設を運営する外郭団体の自律性向上計画の策定支援を行う県立施設運営活性化懇談会の経費予算を削除するという修正案に、私が賛成討

論した際、その中で次のように指摘させていただきました。

議案など公募方針について、サイレントマジョリティがあってこそ「議会の理解を得られる方向」という結果と知事は言われましたが、その見解は、あたかも県の方針に賛成をするサイレントマジョリティに対して、今までに例を見ないほどの多さのパブリックコメントなどは、ラウドマイノリティとでも言うのかとの思いを述べさせていただきました。

そして、県民や関係者が、権力を持った知事に対して、抗う声を上げることは大変勇気の要ることだと思うし、それをラウドマイノリティとして、位置づけるようなサイレントマジョリティの後押しでの議会決定とされるには、納得することができないとの思いは、今も変わりません。

そして、「何を言われても聞く耳を持たずに突っ走るのがむしろ責任を問われる」と言う知事には、しっかりと声を上げなければならないとの思いで、声を上げる県民に対しても寄り添う姿勢があってこそ、知事が言われる「共感と前進」の県政につながるのではないかと考えています。

その後も、知事は大石参与を任命した際に、対面した大石参与に対して、「大石さんもしろいろ言いたいことはあるとは思いますが、それはそれとして、多くのサイレントマジョリティというべき県民の皆さんは、ここでどういう成果が具体的に上がるのかが一番注目している。そこで成果を上げることが御不安や御懸念に応える一番いい道」と、ここでも「サイレントマジョリティ」との言葉が使われていました。

知事が発するこの言葉に、知事の提案する政策に賛成する「サイレントマジョリティ」と懸念を抱く県民とを二分するような受けとめをされる県民も少なからずおられるのではないのでしょうか。

これからの県政の進め方において、時として社会的・文化的に少数派であり、偏見や差別により社会的に弱い立場に置かれやすいマイノリティの方々の声に、耳を傾け、寄り添った県政運営を行っていただきたいと考えるものですが、知事にお聞きします。

次に、人手不足の市町村の画一性、共通性が高い事務を都道府県が処理するという、市町村と都道府県の役割の再編検討について、お聞きします。

地方分権の推進は、地方公共団体の自主性及び自立性を高め、個性豊かで活力に満ちた地域社会の実現を図ることを基本として行われるために、地方分権推進法が 1995 年に成立して以降、政府は幾度にもわたって分権改革を議論し、進めてきました。

しかし、近年、人口減少などのもとで、地方自治体の余力が失われる一方で、災害対策を始め、住民の孤独・孤立対策や地域交通網整備、食品ロス、地球温暖化対策など、行政が対応を求められる分野は一層多様化しています。

けさの明神議員も少し触れられましたが、そのような中、市町村の事務の持続可能性を巡って、総務省の研究会が 2024 年 11 月に議論を開始し、昨年 6 月、「画一性、共通性が高

い事務は、国や都道府県が処理することも含めた見直しが求められている」と指摘する報告書がまとめられました。

その中では、道路や上下水道の維持管理、介護保険の事務といった10分野で、都道府県に事務を移すなどの対応を検討するべきだとされていますが、県においても十分な職員確保が困難な中で、いわゆる市町村業務の逆移管が可能な現状にあると、知事は考えられるのか、お聞きします。

また、内閣官房参与の山崎重孝氏は、月刊『地方自治』2月号の座談会「平成の地方制度改正をひもとく」で「現在の人口減少では、地方分権をしようにも、受け手の県や市町村の人口がどんどん減っており、統治機構としてどのように維持していくかということがもう少し上位概念にないと、単なる地方分権では難しくなるという感じだと思う。どういうふうを持ちこたえていくかという『内政総力戦体制』をつくらないといけない」と述べられていました。

この言葉には、2024年の地方自治法改正で、補充的指示権が設けられたことから、国と自治体の関係を上下・主従から対等・協力にしようとしてきた地方分権の流れをほごにしかねない中央集権への回帰の方向性があるのではないかと、うがった見方もしてしまいます。

そこで、この議論を人口減少対策に置きかえた場合、国のありとあらゆる技術や力を総動員して自治体を支援し、立ち向かうべき問題であるということを示しているように受けとめられるのですが、そのような議論の行われている中、市町村のあり方は今後どのようになってしまうかと受けとめられているのか、あわせてお聞きします。

次に、持続可能な地域医療提供体制を確保するための財政措置について、お聞きします。

全国で公立病院を取り巻く状況の厳しさが加速しており、総務省の資料によると、公立病院における赤字病院の割合が令和5年に70.4%だったのが、1年後の6年には83.3%にまでふえ、赤字額が2,099億円から3,952億円とほぼ倍増しています。

そのような中で、公立病院が地域に必要な救急医療などを引き続き提供できるよう、政府は来年度予算において病院事業に対する繰出金として、対前年度比400億円程度増の8,300億円程度を計上し、地方交付税措置を拡充することとなっています。

そこで、令和元年以降の高知県における県立幡多けんみん病院、あき総合病院への繰出金の推移とともに、昨年国の補正予算で措置された1病床当たり19.5万円の支援金などの措置状況について、公営企業局長にお聞きします。

また、高知県・高知市病院企業団に対する負担金の推移とともに、支援金などの措置状況について、健康政策部長にお聞きします。

高知県・高知市病院企業団議会で、企業長から自治体病院の厳しい経営状況が訴えられるとともに、12月議会では、質疑の中で、負担金の上限が定められているために、その上

限度以上に負担金が措置されないことに対して見直しを求めていくとされていたが、先の2月議会でも見直しの合意に至っていないとの報告がされました。

県は、平成16年という21年も前の合意事項になぜ固執するのか、早急に見直すべきだと考えますが、知事にお聞きします。

次に、先ほど、細木議員も触れられましたが、参与のあり方と、その実績の評価について、お聞きします。

昨年11月、県に特別職として、「参与（官民連携推進監）」を設置し、元県議会議員で、直前の参院選挙の高知・徳島合区選挙区の候補者として県民を二分した闘いを繰り広げられた大石氏の就任の判断は、濱田県政を評価する県民の方からも「なんぼ言うたち」との声をいただいたことがありました。

また、知事は12月定例会提案説明で「人口減少問題の克服に向けては、従来型の県行政とは異なるアプローチが必要と考える。具体的には、公平性や前例に過度にとらわれず、時代の変化に即応すること、縦割りで専門性を追求するよりも県民の目線に立って横断的・総合的な政策を展開すること、正確性の重視よりも時間のコストを意識したスピード感のあるタイムリーな対応に軸足を移していくため」の官民連携の取り組みを推進してもらうことを、大石氏に期待されていました。

しかし、昨夏の参院選挙で、県民を二分した激しい選挙戦を闘った中で、培った人脈に頼る県政には、施策の偏りが生じるのではないかと懸念される県民は多いことだと思います。

そこで、昨年12月定例会での塚地議員の質問に対して、「参与の任用に当たり、さまざまな慎重な御意見があることは十分承知しているが、その上で、参与には公務とそれ以外の活動との線引きを明確にしながら、御自身の経験、ネットワークを十二分に生かして手腕を発揮いただきたい」と知事は答弁されていましたが、今回の衆院選挙も含め、前後する活動において、知事が慎んでもらいたかった線引き以上の行動はなかったと確信されているのか、改めて、知事にお聞きします。

知事は、その際に、「私も、参与の活動について、県民の皆様に適時・適切に説明をしてまいる考えであり、県民の皆さんの理解と納得を得るためにも、SNSなどを通じた積極的な情報発信に努めるように指示をいたしたい」と答弁されましたが、県庁ホームページの「参与（官民連携推進監）の活動について」のページでは、「参与（官民連携推進監）の活動内容については下記のとおりです」として、「活動実績報告」と「活動予定」があり、その中には、それぞれ1カ月ごとのワンペーパーで、活動内容や予定が書かれてあるのみでした。

これで、十分と言えるのか、知事にお聞きします。

また、再任するかどうかの判断が近づいてきた現時点で、知事は参与の実績をどのよう

に評価されているのか、お聞きします。

次に、難病患者への支援について、質問させていただきます。

昨年、難病団体連絡協議会の「地域で支えよう ICT コミュニケーション」をテーマにした研修会を聴講する機会がありました。

難病患者さんに対して、地域でのコミュニケーションの支援ができる体制づくりに向けた研修会で、意思伝達装置や支援機器の体験と、実践に向けた支援の仕組みづくりの講演を聞かせていただきました。

また、「神経難病のローテクコミュニケーション」について、医療機関で実践されている言語聴覚士さんから、実際の文字盤を使って文字確認をする体験もさせていただきながら、患者さんの「伝えたい」を患者さんの立場に立って支援の工夫と改善がどのようにされる必要があるのかなどを学ばせていただきました。全国の先進的な取り組みから、神経難病患者とのコミュニケーションをとり続けるために、「病気を見るのではなく、人を見る」「サインを見逃さない」などが重要であり、「適切なコミュニケーション手段」「本人のコミュニケーション意欲」「支援者側のあきらめない、決めつけない気持ち」があれば、コミュニケーションをとり続けることは可能ということを踏まえたローテクとハイテクを上手に併用して、ICT コミュニケーションを地域で支えていくことの重要性を痛感させられました。

難病患者がどこにいてもコミュニケーションがとれる体制が未確立で、ICT コミュニケーションについて、支援者側の知識啓発や ICT コミュニケーション機器の提供支援などの体制をどのように確立するのか、本県でも、県を始めとした公的支援のあり方が求められています。

そこで、まず、神経難病患者さんたちの意思伝達の権利を保障するための支援の仕組みを確立するため、県として何ができるのか、健康政策部長にお聞きします。

そして、支援者側の人材育成や相談、支援拠点との連携、支援機器の提供サービスなどをモデル事業化することを始めとして、県下に横展開していけないか、お聞きします。

さらに、難病を抱えながら柔軟に働く「RDワーカー (Rare Disease Worker)」の概念が提唱され、多様な働き方の普及や合理的配慮の広がりとともに、難病者が個性を生かして働ける社会から、誰もが働きやすい社会の実現が目指されている中、難病患者の就労支援について、お尋ねします。

厚生労働省では、企業に義務づける障害者雇用率の算定に、障害者手帳を持たない難病患者らも含める方向で検討されており、2027年の関連法の改正を目指すこととされています。

県段階の職員採用では、山梨県が全国で初めて難病患者枠を設け、千葉県も今年度から新たに難病患者区分を新設しました。

本県でも、これまで、県職員の採用において、障害のある方を対象とした障害者雇用枠を設けてされましたが、今後は、この枠に加えて、難病患者の就労支援を図るため、難病患者枠を設けることについて、知事にお聞きします。

次に、難病患者さんへの防災対策としての電源確保について、お聞きします。

令和4年2月定例会において、在宅人工呼吸器使用者及び酸素療法者への支援体制整備について質問した際の県の答弁は、少しでも早く非常用電源確保や酸素供給体制などの具体的な支援体制の整備を進めていきたいとのことでした。

今回、改めてお伺いするのは、後ほど、南海トラフ地震対策でお聞きする災害関連死の問題で、「令和6年能登半島地震において、災害関連死として認定された事例及び認定されなかった事例（災害関連死事例集）」で、難病患者さんではありませんが、「在宅酸素をしていた方が自宅で被災し、停電のため1時間ほど酸素吸入ができなかったことや、停電断水での過酷な生活状況などにより心身に相当な負荷が生じ、心不全増悪により死に至ったものと推測できる。そのため死因と災害との間に相当因果関係があると判断し、災害関連死として認められている」事例も紹介されていました。

本県でも、そういう事例を招かないためにも、電源確保を必要とする人工呼吸器を使用される方及び在宅酸素療法の患者さんの災害時個別支援計画の作成状況と、今後どのように取り組まれていくのか、健康政策部長にお聞きします。

また、そのような方を、重点継続要医療者と位置づけている中で、避難する予定の避難所や在宅避難をされる御家庭で無停電電源が常備されているのか、健康政策部長にお聞きします。

次に、この間、何度か取り上げてきた精神障害者への医療費助成の課題について、お尋ねします。

県が、重ねてこられた精神障害者への医療費助成の検討について、6回に及ぶ「精神障害者への医療費助成を検討する関係者会議」を、ほぼ毎回傍聴させていただきました。

関係者会議で改正案として示された内容は、「令和9年4月から全市町村で開始して、助成対象を1級とし、2級のうち18歳未満で身体や知的に中程度の障害がある方や、2、3級のうち2年に1度の更新で前回の等級が1級の場合とする」とされました。その内容は、当事者や家族会などが求めてきた、全級せめて2級までを対象とする願いに応えるものではありませんでした。

県内で精神障害者手帳を持っている8,038人のうち、1級は1割未満で、残り9割は2級、3級であり、委員からは「等級が2級、3級の人も福祉施設での収入は少なく併発した病気の治療を諦めざるを得ない実態がある」との声を始め、「せめて2級まで拡大を」「病院から地域への流れをつくってきた行政は、その流れをとめないようにするためにも、地域で暮らせる支援制度が求められる」などの意見が出されていました。

今後は、助成範囲について「改正から3年をめどに、身体や知的も含めた制度全体を検討する」となっていますが、それと並行して、当事者や家族会の意見はしっかり聞いていくことは、事務局も明らかにされてきました。

また、関係者会議会長からは、「今後の検討体制のあり方」「制度の周知」「診断書への書き方など、医療機関との意見交換」「相談者への支援のあり方や家族会との関係性」などについて、事務局に対して、課題も提起されました。

そして、会を終えるに当たって、会長からの「国への継続した働きかけは求めておきたい。当事者、家族の皆さんから、精神障害のある方の生活の大変さをお聞きした。このような大変さに対して、医療費の助成だけでなく、ほかのサービスとセットで総合的に取り組んでいくことが必要だと思う。事務局においては、当事者や御家族の声もお聞きして、精神障害のある方への支援について取り組んでいただければと思う」との結びの言葉を、事務局である県は、どのように受けとめ、今後どのように対応をしていこうと考えられているのか、子ども・福祉政策部長にお聞きします。

当事者や家族会の皆さんは、署名運動を始めとして、さまざまな勉強会を重ね、医療費の助成制度の具体化に向けた情報発信など御苦勞される中で、関係者会議も回を重ねられるに従い、その訴えに耳を傾けられてきた関係者会議のメンバーの意見も、何とか当事者や家族の声に寄り添いたいとの思いの感じられる意見に変わってきたように思われました。

だからこそ、先ほど紹介した「せめて2級まで拡大を」「病院から地域への流れをつくってきた行政は、その流れをとめないようにするためにも、地域で暮らせる支援制度が求められる」との意見になってきたと言えます。

当事者及び家族、関係者の方々は、関係者会議の結果に納得が行かない中、本来なら全級を対象として制度開始を求めてきましたが、実施に当たって、せめて段階的導入、柔軟な制度設計として「第1段階は、1級+2級の通院助成」「第2段階は、入院医療の一部助成」「第3段階は、3級への拡大」または「通院先行、入院後追い方式」ということを、昨年12月定例会への陳情書で求められていましたが、この提案を踏まえた検討ができないのか、改めて、子ども・福祉政策部長にお聞きしたいと思います。

次に、南海トラフ地震対策について、質問させていただきます。

昨年は阪神淡路大震災から30年、今年には東日本大震災から15年、熊本地震から10年、そして、本県においては、昭和南海地震から80年という節目の年となり、改めて、備えの本気度が求められる年と言えます。

中でも、知事が提案説明で、「国の新たな被害想定をベースとした、より精緻な高知県版の被害想定を3月末に公表する中で、人的な被害や建物の被害などに加え、新たに災害関連死の想定結果を公表する予定」ということで、その対策としての避難環境のさらなる改善や、私が2年間、質問のたびに求めてきた災害中間支援組織を設置したことにも言及さ

れていました。

私も、高知県版の被害想定検討委員会は、ほぼ毎回傍聴してきましたが、京大防災研の矢守委員の「この想定で諦めるのではなく、行動計画に結びつけ、県民の行動に結びつけてほしい」との意見は、すごく大事だとの思いで受けとめてきました。

特に、災害関連死の防止については、想定すら困難性もある中で、さらに、その事前対策の必要性はより重要なものがあると思っています。

そこで、災害関連死対策として、直接死の2.17倍の495人となった能登半島地震の被害を教訓とする必要があるのではないかと思い、質問させていただきます。

先ほども、在宅人工呼吸器使用者及び酸素療法者への電源確保の問題を質問した際に紹介した、内閣府で取りまとめられた、いわゆる「令和6年能登半島地震災害関連死事例集」を活用することで、どのような備えが災害関連死を防ぐことにつながるのか、さらに深掘りすることが可能だと思っています。

被害想定として、災害関連死を想定する以上、想定内とする災害関連死に対して、この事例集の活用で、「予防するための対策」を講じていくことを、今後、検討されてはどうかと考えますが、知事にお聞きします。

さらに、先ほど、細木議員がトイレ問題で質疑されましたが、少し違う視点で質問させていただきたいと思います。

知事は提案説明で、スフィア基準に適合するよう、トイレ、キッチン、ベッド、いわゆるTKBの対策や、避難所の居住スペースの確保など、避難環境のさらなる改善に取り組むと述べられましたが、今年度のトイレカーの整備などにおいて、車いすを利用されている方には、安心して利用できるような車両となっていないことに対して、地域の防災訓練に参加いただいた障害者の方から、指摘を受けました。

これまでの導入車種に改良を加えるとともに、今後導入するものについては、車いす利用者の方も安心して利用できるトイレカーを選定することについて、危機管理部長にお聞きします。

次に、応急仮設住宅の実効性のある供給体制について、お聞きします。

昨年2月定例会における「応急仮設住宅の民有地情報の把握」についての質問に対して、「第5期南海トラフ地震対策行動計画の目標である460ヘクタールに対し、590ヘクタールの民有地情報を把握している。また、県内を安芸、中央、高幡、幡多の4つの圏域に分けた場合でも、各圏域において必要となる用地面積の情報を把握している。一方で、応急仮設住宅の建設候補地の選定に当たっては、災害リスクの有無に加え、電気、水道といったライフラインの供給の可否や建設資材の搬入の可否など、さまざまな要素を勘案して整理を進めていく必要があり、現在、こうした情報等の諸条件の情報を収集しており、県としてはこれらの情報をもとに、応急仮設住宅にふさわしい候補地の優先順位づけを行い、

少しでも安全性の高い用地を候補地として選定できるよう、引き続き、市町村と連携して取り組んでいる」との答弁でした。

今年度中に 20 ヘクタールふえて 610 ヘクタールに達したとされていますが、現時点で、民有地情報の精査はどこまで進んだのか、土木部長にお聞きします。

また、応急仮設住宅の実効性のある供給体制が確立してこそ、事前復興計画における事業期間に実効性を担保することにもなるものと思われまます。

そのためにも、面積の把握から、災害リスクの有無とライフラインの供給の可否などの諸条件の把握を加速化する必要があると思われまますが、土木部長にお聞きします。

次に、耐震シェルターへの補助について、お聞きします、

平成 21 年以来、耐震シェルターや一室耐震化の取り組みについて提案し続けてきた者として、今回、新たな選択肢として、住宅倒壊により被災リスクを低減し、人命の安全確保につながる可能性のある暫定的・緊急的な方策としての補助制度を創設いただいたことを是とするものです。

そこで、土木部長にお聞きしますが、予算見積戸数は市町村ごとに把握されていて、県下でどれだけ計上されているのか。

また、対象が違うこともありますが、お隣の愛媛県では、補助額を定額で 40 万円としていますが、本県の上限額 20 万円は、全国の類似補助制度と比較した場合に、どれだけの水準となっているのか、あわせてお聞きします。

また、私が提案してきた際には、三重県や徳島県でも取り組まれているような県産木材の利用にもつながる木製耐震シェルターなど、耐震シェルターには多様なものがありますが、補助対象の要件としてはどのようなものがあるのか、土木部長にお聞きします。

次に、消防の広域一元化における課題について、お聞きします。

知事は、提案説明で、消防の広域化については、この 1 年間、県内全ての市町村長や消防長で構成する消防広域化基本計画あり方検討会において、いわゆる県一消防体制を目指す基本計画案の審議を進め、1 月、了承をいただき、その後、パブリックコメントの手続きを経て、2 月 20 日、県において、基本計画を決定した経過と来年度の県内市町村長などによる任意の実務協議会を設置し、実施計画案の作成に向けた予定について言及されました。

今後の消防広域化の進め方や、実施計画案の骨子に関して、県からの提案を示し、今後、県が調整役となって、今まで以上に市町村や消防本部の思いを酌み取りながら、丁寧に議論を進めるとも述べられました。

しかし、1 月 7 日の「県消防広域化基本計画あり方検討会」の開会の際には、知事が各首長に対して「広い視野でメリット、デメリットを論じてほしい」と言い、閉会の際には「市町村長の意見を踏まえて、あくまで県の責任において進める。協議会の皆さんの総意

として、意義ある改革の場としていかなければならない」と結ぶなど、県主導の議論であることが強調されていました。

この1年間の検討状況を見るにつけ、「責任の所在」「管理と費用」「独立性」という市町村消防の主な原則はどこに行ったのかと思わざるを得ないような議論がされてきたように、傍聴してきた私には思えてなりませんでした。

そのような中で、知事は、職員の勤務条件や車両装備等の整備水準の均一化などに関する論点を整理した上で、市町村の財政負担の変化に関する最新の試算なども提示したいと考えていると、提案説明で触れられた一方、人口減少対策総合交付金（基本配分型）の令和8年度の交付額に4Sプロジェクト重点配分として4,000万円を計上している予算案も提案されています。

市町村が消防の広域一元化の財政議論で求められていたのは、分賦金の大幅増額に対する県の財政支援がどのようになるかであったと思われる中、その財政支援のあり方を明示されるのがいつごろになるのか、知事にお聞きします。

また、先ほど、細木議員も触れられましたが、人口減少対策総合交付金に4Sプロジェクト重点配分という形で示されると、任意協から法定協に移行する段階で脱落させないための縛りかける加算額のように受けとめられますが、そのような意図がないことを明らかにすべきではないかと聞くつもりでありましたが、先ほどの答弁によれば、意図があるとのようですので、そのように受けとめてよいのかどうか、知事にお聞きします。

任意協議会は、実務協議会であるだけに、この構成メンバーには、市町村長や消防本部長だけでなく消防団なども含めた、より現場に近いメンバーで構成される必要があると考えますが、どのようなメンバーが想定されるのか、危機管理部長にお聞きします。

また、実施計画に委ねられる部分が多くありますが、その作成において、丁寧に行うなど、どのように作成する予定か、あわせてお聞きします。

消防本部によっては、常備消防の火災現場到着時間が遅く、消防業務は消防団の対応が優先されるとのことがありましたが、一元化によって、救急車の到着時間だけでなく、消防車両の到着時間がどれだけ短縮されて、今まで消防団の到着より遅れていた消防本部の消防車両の初動対応の改善がどのように図られるのか、危機管理部長にお聞きします。

知事は、段階的な統合について、本部機能全体の統合に先行して人材確保などの事業を共同で行うことへの関心を示す意見が目立ったと言われましたが、広域化によるメリットとして、県域全体で共同募集、共同試験、共同採用で人材確保し、地域枠採用をすることで、実効性が上がるとのエビデンスはあるのか、お聞きします。

むしろ、三交代制勤務への移行やワークライフバランスの向上や給与などの処遇改善を図り、特に中山間地では、さらに勤務体制や諸手当の処遇改善配慮などを措置することのほうが、地域の採用率は高まるのではないかと考えますが、危機管理部長にお聞きします。

次に、高校振興再編計画の中で、防災環境科学系の学科またはコースの新設を図ることについて、お聞きします。

平成 28 年に、兵庫県立舞子高校環境防災科を訪ねて、先生方との意見交換や授業見学をさせていただく中で、本県では、被災する前に、災害リスク、被災地、被災者に学び、失う命を少なくしていくための学びの場として、県立高校に防災関連の科を創設する方向性を示していただきたいとの思いで、29 年 2 月定例会で質問させていただきました。

また、昨年 10 月には、兵庫県立舞子高校環境防災科に次いで、10 年前に開設された宮城県立多賀城高校災害科学科を会派で訪ね、教頭先生を始め、初代と現在の担任の先生方から説明いただきました。

そして、普通科の学習内容に防災や減災、環境の切り口も加えて学習し、専門科目では、過去の災害や環境から見られる諸問題を学習題材にするなど、自然科学的なアプローチや人間社会学的視点を養う学習を扱っていることや、進路先として大学等進学が 8 から 9 割を占め、その先にも災害対策に関わる進路を歩まれていることなどのお話を聞かせていただきました。

平成 29 年 2 月定例会の質問の際には、「特定の学校にそういった科を置くという方法よりも、幅広い生徒が防災に関心を持ち、さらにその中から防災に関する専門家やリーダー的な人材が生まれるような、そういった取り組みを行っていく」との答弁でした。

また、本年 1 月 26 日に、知事への県政要望で意見交換した際に、出席されていた教育次長がこの要望に対して「昨年 3 月に、県立高校の振興再編計画を定め、それぞれの学校の特色化、魅力化、それを図っていこうという方針で取り組むことにしている。今回提案のあった防災とか、環境に関するというのも、1 つのテーマになり得るものだろうと思うので、市町村とか、学校とか、関係の方々との議論の中で、兵庫県立舞子高校とか宮城県立多賀城高校の取り組みも関係者に御紹介し、議論していきたい」との考え方を示されました。

それは、議論していくために単に事例として紹介するということなのか、それとも防災環境科学系の学科またはコースの新設可能性のあるものとして議論されるのか、教育長にお聞きします。

最後に、4 月以降の交通安全指導のあり方について、お聞きします。

自転車と歩行者がぶつかる交通事故は、全国で 2025 年に前年比 226 件増の 3,269 件あり、統計の残る 2006 年以降で最多となり、事故の 99.9% で自転車側に法令違反があったことが、2 月 26 日に警察庁によって公表されています。

本県でも、令和 6 年の自転車利用に対する指導・警告状況は 1 万 7,926 件で、前年度比 1.38 倍と増加しています。

私も、高知市交通安全指導員として 23 年間、早朝や夜間の街頭指導に立ってきておりま

すが、自転車利用では、並進や通行区分違反、携帯電話使用、無灯火などについて注意することが多いことを経験してきました。

そのような中で、この4月から、交通反則制度の対象に16歳以上の自転車利用者が追加されることから、改めて、自転車の安全利用、規則違反などについて県民の関心が高まっています。

私も、地域の皆さんからの要望を受けて、高知署の協力をいただき、校区交通安全会議の主催で「自転車の交通ルール講習会」を開催しました。

熱心に聴講されていた方から多くの質問も出され、参加者アンケートでは「自転車の正しい乗り方について、改めて、真剣に取り組む機会ができたように思う」「今後とも交通安全ルールの遵守に努めます」「高齢者の自分が加害者になることが大いにあるということがわかり、よかった」「4月1日に向けて自転車の乗り方について、テレビなどで周知の方法を考えてほしい」などの感想が挙げられていました。

そこで、順次、質問させていただきます。

自転車の交通反則通告制度適用に伴うマナーアップ事業として、自転車の交通ルールに関するショート動画作成など、広報啓発費用が682万円計上されていますが、4月以前の取り組みの効果はどのように上がってきているのか。また、そのことを踏まえ、来年度事業の効果をどのように期待されているのか、警察本部長にお聞きします。

今回の法改正は、このことがきっかけとなって、県民の交通安全ルールの周知と順守の意識啓発につながることを目的であって、交通違反の取り締まり件数を高めることに注力するものではないと受けとめてよいか、警察本部長にお聞きします。

16歳以上への対象拡大ということは、県立高校での取り組み強化を否が応でも強いられることとなりますが、教育委員会として、幼児から、小・中・高校の各発達段階で、どのように自転車利用の安全教育を行っていくのか、教育長にお聞きします。

子供たちは学校で、社会人は職場などで交通安全教育を受ける機会もありますが、高齢者はそのような場が少ないとの声もあります。

今回を機会に、改めて、いきいき百歳体操の場などを始め、高齢者の交通安全教育の場が求められていると考えますが、警察本部長にお聞きいたしまして、私の第1問とさせていただきます。

◎知事（濱田省司君） 坂本議員の御質問にお答えいたします。まず、高市総理の言われる「国論を二分する」政策転換とはどんなものと考えているか、また、その議論のあり方はどうかという点のお尋ねがございました。

高市総理は、1月の衆議院の解散に当たりまして、連立政権の枠組みの変更や、「国論を二分する」政策の転換につきまして、国民に信を問うというふうに述べられました。

御指摘がありましたように、先の選挙戦では、高市総理御本人から、政策転換の中身について具体的な言及がなかった点につきまして、さまざまな意見があるということについては、私も承知をいたしております。

私自身の受けとめといたしましては、今回の選挙で示された、主な論点のうち、1つには、安全保障関連三文書の改定を含みます安全保障政策の転換、また、2つには、国家情報局の創設などのインテリジェンス機能の強化、3つには、危機管理投資や成長投資による「強い経済」の実現に向けた経済財政政策の転換、こういったものなどが、今後の我が国のあり方に大きく関わります「国論を二分する」政策転換として意識されているのではないかというふうに受けとめております。

ただ、私自身としましては、こうした重要な政策転換の1つに地方部の人口減少問題の解決に向けた社会経済構造の転換を掲げていただきたい。国としてしかできない東京一極集中の是正に向けましたさまざまな取り組み、こういったもの、あるいは、コストカット経済型から高付加価値型経済への転換策、こういった社会経済構造の転換を大胆に実行していただくということも、大いに期待いたしているところでございます。

いずれに対しましても、高市総理には、国政上の諸課題に真正面から向き合っていただき、強いリーダーシップのもとで、国政をしっかりと前に進めていただきたいと考えます。

その際、こうした賛否両論のある重要政策の転換につきましては、国民の声あるいは地方自治体の声、こういったものにも十分に耳を傾けていただきながら、与野党間で、真摯にかつ丁寧に、議論を進めていただきたいというふうに考えております。

次に、少数派、マイノリティの方々の声に、寄り添った県政運営を行うべきだということについてのお尋ねがございました。

私は、県政運営の基本姿勢として「共感と前進」を掲げております。これにつきましては、県民の皆さん一人お一人の気持ちに寄り添いながら県民と共に歩む、そうした県政運営を目指したいという思いを込めているところでございます。

その上で、高知県知事といたしましては、全体の奉仕者として、県民全体の利益を考え、そして、多様な立場の方々に目配りをしながら正しい判断をしていかなければならないという思いでございます。

その際、多数派にしましても少数派にしましても、表だって強い意見を表明される方々の意見だけにとらわれてはいけないと心がけております。

利害関係者でもありながら声を上げられずに静観をされている方々もおられます。あるいは、事情があって声を上げられない方々もおられると思います。こうした、いわば「声なき声」にも十分に耳を傾けるということであれば、県民の皆さんの「総体」としての御理解、共感は得られないという考えでございます。

私自身、このような考え方に立ちまして、できるだけ多くの県民の皆さんとの間で思い

を1つにし、共感と前進の県政を実現したいと考えております。

このため、1つには、具体的には「濱田が参りました」あるいは「濱田にお聞かせください」といった事業を通じまして、できるだけ多様な方々の御意見を直接お伺いする機会を設けております。

また、想像力あるいは洞察力を働かせまして、「声なき声」を聞くことができるようにしなければいけない。そうした思いも込めまして公私にわたりまして、多様な立場の方々の多様な価値観に触れまして、感性を磨くということを心がけているところでございます。

特に、お話がありましたような、例えば、国籍、障害の有無、性的指向、こういった面におきまして、少数派で周囲の方々から偏見、差別に苦しみながら声を上げられていない方々も少なからずおられるということだと思っております。

こうした方々の思いにしっかり寄り添いながら、日々の県政に当たるといことも心がけてまいりたいというふうに思っているところであります。

次に、人口減少が進行する中での市町村業務の県への逆移管の可能性について、また、今後の市町村のあり方について、お尋ねがございました。関連いたしますので、あわせてお答えいたします。

生産年齢人口の減少が進みまして、あらゆる分野で担い手不足が深刻化しております。こうした中、持続可能な行政サービスの提供体制を確保していくということは、県行政・市町村行政に共通する大きな課題であるというふうに考えております。

御指摘がございましたように、かつての地方自治の目指す方向といたしましては、経済社会の規模が拡大基調にあるということを前提といたしまして、地域の実情にできるだけきめ細かく対応していこうという考え方から、各地域に機能を分散していくという形での分権の改革が進められてきたと言えます。

しかし、今、担い手不足という基調に大きく転じた現状を考えますと、持続可能な行政サービスを提供していくという必要性からは、むしろ複数の事業体が集合していく、あるいは集約していくという方向性が指向されるに至っているというふうに感じているところでございます。

現在、特に技術的に専門性の高い保健・福祉や土木・建築の分野の人材確保について言いますと、これは県レベルにおいても相当厳しい状況にあるというのが正直なところであります。

このため、お話がありましたような事務の市町村から県へのいわゆる「逆移管」が行われましても、直ちに必要な人材確保が見通せるような状況にはないというのが正直なところだと思います。

ただ、少なくとも小規模市町村が個別に人材を採用するという方式よりも、複数の市町村が共同で採用する方式、もしくは県で一括採用する。そして、これを事務移管する方式

と組み合わせるといった方法のほうが、より有効に活動できる体制が構築できるのではないかとこのように考えているところでございます。

このほか、特に小規模市町村が必要な行政サービスを提供する体制を、人口減少化の中でも構築する方法といたしましては、市町村合併をさらに進める中で、行政規模の拡大を図るというのも選択肢の一つであろうと考えます。

しかし、こうした合併による方式によりますと、合併前の地区単位におきまして、各市町村が担ってまいりました地域の政治的意思を集約していくという機能、あるいは、地域独自の生活様式や文化を次世代へ引き継いでいくと、こういった役割、こういったものが損なわれることが懸念されるのではないかと、私としては思っております。

したがって、私自身は、合併という手段だけに限らずに、ほかの選択肢もあったほうがいいのではないかと。そうすると、ほかの選択肢で地域の行政サービスの提供体制を確保していくという手法としては、まずは、市町村同士によって事務の共同処理を行う、いわゆる水平的な補完を行っていくということ。その次に考えるべきは、国や県によりまして事務を代行するという、いわゆる垂直的な補完といわれる方式でございます。こういったような形での選択肢、多様な選択肢が市町村合併以外にも準備されているというのが望ましい姿ではないかと考えております。

県で現在進めております4 Sプロジェクトの1つとして、県一での体制での常備消防の共同化を推進しております。これは全国初の試みでありまして、全国的なある意味モデルケースになり得る取り組みではないかとこのように思っております。

その上で、国におきましては、こうした市町村間での事務の共同化などの促進に向けまして、1つには、各行政分野ごとに新たな提供体制のひな形的なものを提示していただくこと。2つには、県がこうした場合、広域自治体として果たすべき役割は非常に大きいと思いますので、県の助言や支援に、例えば、法的な根拠を与えるというような方法を通じまして、この県の関与についての実効性を高めていくような制度を整備すること。3つには、国からのこうした市町村の共同事務化に対する財政的支援を充実・拡大をしていくこと。例えば、こうした取り組みを国においても進めていただくということが望まれるのではないかとこのように考えております。

次に、高知県・高知市病院企業団への負担金に関します合意事項の見直しについて、お尋ねがございました。

県と市町村が合同で設立いたしております高知医療センターにつきましては、本県の救急医療や感染症対応、さらには、僻地医療などを担います中核病院として、平成17年に開設いたしております。こうした地域に必要な医療を担う公立病院に対しましては、総務省の定める基準に基づきまして、いわゆる不採算医療の部分の経費を、各自治体の一般会計から負担をするというルールが適用されております。

お話のありました高知医療センターを運営いたします高知県・高知市病院企業団への負担金につきましては、平成16年度に、県、市、企業団で合意した額を上限に、毎年、支出する形となっておりますのは、御指摘のあったとおりでございます。

ただ、その中でも年度によって大きく変動いたします建設改良費、あるいは、高額医療機器の整備費につきましては、この上限とは別に負担するという形をとっております。

この負担上限額の見直しにつきましては、以前から、担当の部署にセンターからの御相談もございましたけれども、企業団の経営状況についてみますと、平成23年度ぐらいから黒字基調の経営が続いてきておったこと、そして、企業団のいわゆる内部留保の資金も一定程度確保されてきたことを踏まえまして、この見直しは見送ってきたと、そうした経緯が近年ございます。

しかしながら、特に最近は、急激な物価高騰、あるいは、賃上げへの対応などによりまして、公立病院の経営が全国的にどの病院も大変厳しい状況になっております。

このため、県におきましては、全国知事会を通じまして、公立病院が今後も医療提供体制を維持するために必要な地方財政措置を充実していくということなど、適切な措置を国において講じるように求めてまいりました。今後も、令和8年度診療報酬改定の影響なども踏まえた上で、国の財政措置の拡充などを国に対して提言し、求めてまいりたいと考えております。

こうした国への提言とあわせまして、お話のありました負担金の上限のあり方につきましては、新たな地域医療構想の中で、高知医療センターが果たすべき役割は何かといった議論、あるいは、そもそも公的な負担、いわば税金を投入してでも守るべき公的な医療の機能というのは何かと、こういった基本論に立ち返りまして、高知市、そして、企業団と検討を進めたいと考えております。

その上で、県・市によります公的な負担水準の見直しの方向性につきましては、来年度中には結論を得たいというふうに考えております。

次に、今回の衆議院議員選挙前後におけます県の参与の活動につきまして、お尋ねがございました。

今回の衆議院選挙に当たりまして、参与ほうからは、特定の候補者の応援に従事することにつきまして、事前に私への相談がございました。私から申し上げましたのは、主に3点でございます。

1点目、参与は特別職でございますので、特定候補に投票を呼びかける活動、これを行うことについての法令上の制限はないということ。2つ目は、この応援活動に従事したいという参与自身の意思は、私としても尊重したいということ。3つ目は、ただ、その一方で、応援を行われる際には、例えば、対立陣営を過度に批判する演説を行うといったような形で、後々公務を遂行する上で障害を生じせしめるような言動は、ぜひ、避けていただ

きたい。こういったような中身のことを、参与には申し渡しをしたところでございます。

選挙期間中の参与の活動の詳細について、私のほうには逐一の報告は受けているわけではございませんけれども、私からのただいま申し上げましたような申し渡しに沿った対応を、参与のほうではとっていただいたというふうに信じているところでございます。

次に、県の参与の活動内容の公開、そして、評価についてのお尋ねがございました。

まず、参与の活動に関しましては、全体として申しますと、官民連携推進官ということでございますので、県の関わります官民連携事業全般につきまして、実体の調査、関係先との連絡調整に当たっていただいております。

こうした中で、特に、企業版ふるさと納税を活用しました新たな具体的なプロジェクトの提案も含めまして、有意義な提言、あるいは、御助言をいただいていると考えておりまして、従来の県庁内での情報を超えた参与独自のネットワーク、あるいは、アイデアが大いに生かされているというふうに評価しているところでございます。

具体的に申しますと、1つの大きな柱は、県立運営施設の活性化に向けた支援ということでございます。この全庁的な取り組みを行うに当たりまして、参与には、公社などからのヒアリングを行っていただきまして、これを踏まえて、こういった県からの支援メニューが望まれるだろうかといったような提案をいただきましたり、これは、参与自身のアイデアで、企業版ふるさと納税を活用したクラウドファンディング的な仕組みを入れて、この県立施設の運営の中での公的な事業を新たに起こしていくといった方式を導入したらどうだろうかというような提案をいただきました。

これは、それを生かしていく方向で、早速活用できないかということ、各公社にも投げかけをしております。

また、大きな2つ目の柱といたしましては、本県が過去、大手企業などとの間で結んでおります、いわゆる包括連携協定を、改めて、棚卸、洗い直しの作業をしていただき、再活性化に向けてこういった形のアイデアがあるかという点について、御提案をいただきましたり、この連携協定先の新たな開拓につきましても、DXの活用促進などの取り組みの提案とあわせてアイデアをいただき、また、動き始めていただいているということでございます。

さらに、3本目の柱といたしますと、県のさまざまな新規プロジェクトを推進する際に、官民連携が必要だという場合におきまして、これは、そのプロジェクトごとにということでありますが、例えば、新たに、県で実現可能性調査を始めますスペースポート構想などを進めるに当たりまして、参与のお持ちのネットワークを生かして、個別のサポートをお願いできないかというようなことも、いわゆる特命事項的をお願いしているということでございまして、ただいま申し上げたようなことで、現段階では、水面下でいろいろな調整、意見交換、準備を行っているものが多ございますけれども、今後の成果が期待できます提

案、有意義な助言をいただいているというふうに、私としては受けとめております。

引き続き、参与には、今までの県庁にない発想で、さらに一歩も二歩も踏み込んで、官民が一体となった取り組みをリードしていってもらいたいというふうに考えております。

そして、この活動内容の公表についてでございます。先の12月議会で行われました質疑を踏まえまして、勤務の実績などにつきまして、現在、県のホームページにおいて3カ月ごとの活動予定の概要と毎月の活動実績、それを公表いたしております。

これによりまして、参与が、何を目的にどのような活動に従事しているのかという全体像はおわかりいただける状態になっているのではないかと考えております。

そして、今後、公表する内容につきましては、プロジェクトの進展に伴いまして、具体的な成果が出てきた場合に、そういった成果の状況、そして、こうした今の公表のやり方につきまして、本日の御意見も含めまして、県民の皆様からの御意見などを踏まえまして、今後、必要な見直しを行いまして、県民の皆さんに参与の活動内容、そして、その成果がよりわかりやすくお示しできるように努めてまいりたいと考えております。

次に、県職員の採用試験に、いわゆる難病患者枠を設けることについて、お尋ねがございました。

難病患者の方々には、ほとんど問題なく日常生活を送っておられる方から、全面介助を必要とする重篤な症状の方々までおられます。したがって、その方々のいわゆる就労困難性も個人によって大きく異なっているというのが実情だと考えております。

一方で、厚生労働省の推計によりますと、難病患者の方々のうち6割程度の方々は、障害者手帳をお持ちであるということでございますので、こうした方々は、既に、障害者雇用枠という形の対象にはなるということ取り扱われているということだと考えております。

一方で、障害者手帳をお持ちでない難病患者の方々についてということになりますが、この点につきましては、現在、国におきまして、医師の意見書等によりまして、就労困難性が一定水準にあると認められる場合には、障害者雇用義務の対象に含めていくという方向で、今、制度設計の議論が進められているというふうに承知しております。

本県におきまして、こうした国の制度改正の動きを踏まえまして、人事委員会と連携しながら、適切な対応をとってまいりたいと考えております。

次に、いわゆる災害関連死の事例集を活用した予防対策について、お尋ねがございました。

内閣府で作成をされました能登半島地震のいわゆる災害関連死の事例集でございますが、これは、関係自治体が災害関連死と認定されました286名について、それぞれの属性や災害関連死に至った経緯などにおける個別の事情が示されております。本県における今後の事前防災に取り組むに当たりまして、非常に有益な情報が報告されているというふうに

受けとめております。

その属性をまず見てみますと、70歳以上の方々が94%、既往症ありの方々が94%となっておりまして、高齢者や疾病を抱えておられる方々、もともと疾病を抱えておられる方々が大多数になっているということが言えます。

また、災害関連死の要因につきまして、複数回答的になりますけれども、主なものを拾いますと、第1には心理的なショック、第2にライフラインの途絶の影響、第3に避難所でのさまざまな負担、第4に病院や介護施設にかかわる要因、こういったものがいわばキーワードになっているというふうに分析しております。これらの要因ごとの分析は、いわゆる事前防災といたしまして、何を重点に取り組むべきかが示唆されているというふうに考えます。

このため、この事例集そのものと、これを分析した概要を関係部局間で共有いたしました上で、対策の強化の具体策を検討してまいります。その上で、来年度行います第6期の南海トラフ地震対策行動計画のバージョンアップの中で、対策を反映させていきたいと考えております。

最後に、消防広域化に関しまして、県の財政支援のあり方を明示する時期、人口減少対策総合交付金におきます4Sプロジェクトの重点配分の意図について、お尋ねがございました。関連いたしますので、あわせてお答えいたします。

今回の消防広域化の基本計画の検討過程におきましては、市町村の財政負担の変化を暫定的に試算いたしました。その結果、負担増が見込まれる市町村を中心といたしまして、県の財政支援を求める声が少なからず、多くあることは承知いたしております。

ただ、市町村消防への財政措置の責務は一義的には国にあるわけでありまして、消防組合法を定めて市町村に消防の仕事を行う義務を課しているのは国でありますので、これと対応して財源措置も一義的には国において行われるという関係にあると考えておりまして、したがって、広域化に係ります財政措置の強化に向けまして、まずは、国への政策提言などを含めた取り組みを行うことによりまして、市町村を実質的に厚く支援できるように努力したいというふうに考えております。

その上で、来年度から議論いたします実施計画の内容がある程度固まりまして、市町村の財政負担についてより精度が高い見通しが得られました段階で、県の財政支援のあり方を判断をします。こういった段取りで進めたいというふうに考えております。

一方で、今回創設いたします交付金の重点配分は、県と一体となって4Sプロジェクトに前向きに取り組んでいただける市町村に対して、より手厚く交付金を配分しようとするものであります。

来年度、消防広域化におきましては、実施計画案を作成する実務協議会を立ち上げるといった形で、4Sプロジェクトのそれぞれの取り組みにとって、具体的な動きが加速する

大事な局面となります。そのために、この重要なタイミングにおきまして、県と市町村が足並みをそろえて話し合い、協議の場につき、活発な議論を進めることができるような環境を整える必要が高いタイミングだというふうに考えております。

そこで、この交付金の趣旨、人口減少の克服に向かって、県・市が一体となって取り組んでいくという目的になりますが、これに向けまして、重要な意味を持ちます4Sプロジェクトの協議の場への参画の状況を、交付金の配分に反映しようというふうに考えているところでございます。

私といたしましては、御質問がございましたが、お見込みのとおりということございまして、今回の重点配分の仕組みを通じて、全ての市町村が、任意、法定を問わず、そろって協議会に参加いただいて、県・市ベクトルをあわせて、まずは、協議の場にしっかりついていただくということを後押ししたい、担保したいという考えでいるところでございます。

私からは、以上であります。

◎公営企業局長（澤田昌宏君） 県立病院への繰出金の令和元年度以降の推移と昨年の国の補正予算による支援状況について、お尋ねがございました。

県立病院では、収益的収支のうち、救急医療などの不採算部門に関わる医療の提供に要する経費や資本的収支のうち、企業債への償還に要する経費に対して、一般会計から繰出金をいただいております。

具体的には、幡多けんみん病院への繰出金は、令和元年度から5年度までの間、年間約18億円から20億円の範囲で推移しておりました。物価高騰などの影響が顕著になる令和6年度は23億4,000万円余りとなり、直近の7年度は28億7,000万円余りを見込んでおります。

また、あき総合病院への繰出金は、令和元年度の約15億円から5年度の約18億円まで徐々に増加し、令和6年度は19億円余りを、7年度は23億2,000万円余りを見込んでおります。

なお、両病院ともに、令和7年度の繰出金を例年より多く見込んでおります。これは、国の昨年の補正予算で措置された、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金による支援として、幡多けんみん病院は2億8,000万円余りを、あき総合病院は2億7,000万円余りを含むためでございます。

このほか、同じく国の補正予算で創設された医療・介護等支援パッケージによる賃上げ、物価上昇に対する支援について、幡多けんみん病院は1億5,000万円余りを、あき総合病院は6,000万円余りを、国に申請しているところでございます。

◎健康政策部長（中嶋真琴君） まず、高知県・高知市病院企業団への負担金の推移と、
昨年の国の補正予算の措置状況について、お尋ねがございました。

高知県・高知市病院企業団に対する負担金は、県、高知市、企業団の合意により、上限額を定める収益的収支に関する経費をベースに、建設改良費、高度医療機器の整備費などを加えた額となっております。

令和元年度以降の県分の負担総額は、20億円から21億円台で推移しており、令和7年度の見込みは21億9,000万円余りとなっております。

この令和元年度以降の負担金は先に述べました上限額との関係で申し上げますと、その上限額に達している状況でございます。

また、昨年の国の補正予算で創設されました医療・介護等支援パッケージによる賃上げ、物価上昇に対する支援については、高知県・高知市病院企業団から国に対して2億686万円を申請しているとお聞きしております。

次に、神経難病患者の意思伝達を支援する仕組みづくり、また、支援者の人材育成や、意思伝達をサポートする機器について、お尋ねがございました。関連しますので、あわせてお答えいたします。

神経難病患者は、言語によるコミュニケーションが困難なケースが多く、自らの意思を伝える「意思伝達装置」という機器の活用を含めた支援が必要です。また、その際には、作業療法士や保健師など専門職が、患者の状態にあわせて機器を調整することも重要となります。

このため、県の福祉保健所では、状況に応じて、訪問看護師と連携して患者を訪問し、機器の導入を支援しております。さらに、令和6年度からは、県の難病相談支援センターにおいて、患者や家族、支援スタッフを対象に、機器体験や導入方法の研修を実施しております。

この研修には、神経難病医療ネットワークに所属する県内33の医療機関のうち、現在4つの医療機関が参加し、難病相談支援センター、福祉保健所と連携し、支援を行っております。

今後は、より多くの医療機関に研修参加を呼びかけることに加えて、患者さんが安心して意思伝達装置を使用できるよう、言語聴覚士、理学療法士などの協力も得るなど、支援体制の充実を図ってまいります。あわせて、患者や家族に対しましては、効果的な事例の紹介のほか、機器に関する研修や相談などについての情報提供を積極的に行い、支援が行き渡るよう努めてまいります。

次に、電源確保が必要な在宅での人工呼吸器使用者と酸素療法患者の災害時個別支援計画の作成状況、今後の取り組みについて、お尋ねがございました。

県では、平成27年度に、医療ケアの中断が命に関わる方々を支援するため、「高知県南

海トラフ地震時重点継続要医療者支援マニュアル」を作成しております。

支援の対象は、在宅で人工呼吸器を使用している方や酸素療法を行っている方などで、市町村に災害時個別支援計画の作成を要請しています。

令和7年9月1日時点で、市町村が把握している人工呼吸器使用者61人のうち、40人、65.6%が計画を策定済みで、在宅酸素療法者は433人のうち176人、割合では40.6%が作成済みとなっております。

この在宅酸素療法者の計画作成率が低い理由は、常時酸素吸入を必要としない方も母数に含まれていることによるものと聞いております。

県では、災害発生後も個々の特性に応じた支援を行うため、市町村や医療機関、ケアマネなど福祉関係者が行う協議に、福祉保健所が同席した上で、個別支援計画の作成を支援しています。

今後も、計画作成によって、災害時の備えが進んだ県外の事例などを、市町村や関係機関が参加する研修会で学び合うことを通じて、計画作成率の向上を目指してまいります。

最後に、在宅で人工呼吸器を使用している方や、酸素療法を行っている方の電源確保について、お尋ねがございました。

県では、災害時における電源の確保については、平時から市町村や支援者に対して、自家発電機や蓄電池、ハイブリッド車などを活用した予備電源の確保を推奨しています。

さらに、個別支援計画を作成する際には、電源の確保や、家族や支援者などの役割分担を明確化し、その内容の定期的な点検も市町村に促しています。

また、予備電源が必要な方に対する支援としましては、日常生活用具給付事業の活用拡大に向けて市町村に働きかけを行っております。

現在の電源の確保状況は、家庭につきましては、個別支援計画を策定済みの人工呼吸器使用者40人中24人が、自家発電機などの予備電源を確保しています。

他方で、酸素療法者については、176人中6人と少数となっておりますが、多くの方は電源が必要でない酸素ポンペを確保しています。

引き続き、個別支援計画を作成する中で、個々の状況に応じて電源確保を促進してまいります。

また、県内の指定避難所については、1,497カ所のうち、発電機を整備しているのは710カ所で、整備率は47.4%となっております。

指定避難所における電源確保については、可搬式の発電機であれば、地域防災対策総合補助金の補助対象となりますので、積極的な活用を促し、電源確保に努めてまいります。

◎子ども・福祉政策部長（西村光寿君） まず、関係者会議の会長の言葉の受けとめと、今後の対応について、お尋ねがございました。

昨年 11 月に終わりました関係者会議の最後には、会長より、家族会から提案があった本制度を国の事業として実施することへの働きかけ、また、当事者や御家族の生活の大変さをお聞きして、支援に取り組んでほしいとの要請がありました。改めて、当事者や御家族の思いに寄り添って、しっかりと施策を進めていくことが大事だと感じたところでございます。

会長からの要請のうち、まず、国への働きかけにつきましては、自治体の財政力によって重度の障害のある方への医療費助成に差が生じることはあってはならないと考えています。

そのため、国において財源を含め責任を持って対応していただけるよう、引き続き、全国知事会を通じて、国の制度として創設されることを粘り強く提言してまいります。

また、当事者や御家族への支援に際しましては、これまでも家族会の皆さんの声を踏まえ、相談活動への助成やピアサポーターの派遣に取り組んでまいりました。

今後、関係者会議の中でもお示ししましたように、さらに広く当事者や御家族の皆さんと意見交換を行い、精神障害のある方への支援の充実に向けて取り組んでまいります。

次に、段階的な支援制度の導入の検討について、お尋ねがありました。

現行の重度障害児者医療費助成制度に精神障害のある方を加えるに当たりましては、現在対象としている身体障害や知的障害のある方と同様に、重度に当たる障害者手帳の等級が 1 級の方を基本とする方針としたところでございます。

この重度の精神障害のある方々については、これまで医療費の助成を受けることができておりませんでしたので、まずは、こうした方々に対し、早期に助成を開始することが重要であると考えています。

そのため、令和 9 年 4 月からの円滑な制度改正に向け、実施主体である市町村と連携して、必要な準備を進めているところでございます。

一方、関係者会議の中では、本制度が将来的に持続可能であることが大事だ、あるいは、支援を必要としている方に行き渡る制度にしていくことが大事といった御意見がございました。

これを受けて、制度改正から 3 年後を目途に、実施状況を勘案した上で、身体障害や知的障害を含めた制度全体の検討を行っていくことについて、関係者会議の中で御理解いただいたところでございます。

したがって、議員からの御提案につきましても、身体障害や知的障害といった他の障害種別とのバランスを含めまして、制度改正から 3 年後を目途に総合的に検討してまいりたいと考えています。

◎危機管理部長（江渕 誠君） まず、車いすの方が安心して利用できるトイレカーの導

入について、お尋ねがございました。

現在、県では、国の交付金を活用して、トイレカーを、県の地域本部に5台、民間事業者に7台、整備を進めております。

これらのトイレカーは、いずれも軽四自動車に、個室の洋式トイレを2基設置し、国土交通省が示している快適トイレの標準仕様も満たすようにしています。

これらに対して、車いすの方が利用するための昇降機などの機能を追加して改良するには、軽四自動車ではスペースが狭く、対応することができないと、整備事業者から伺っております。

一方、今後、補助金で整備するトイレカーにつきましては、補助の条件を定める中で、車いす対応のトイレトレーラーも選択できるように、検討したいと考えております。

あわせて、トイレカーの類いではありませんが、避難所にも車いすの方が利用できるバリアフリートイレの資機材を整備するよう、市町村に財政支援を行ってまいります。

次に、消防広域化を検討する任意協議会の委員の選定や、実施計画をどのように策定するのか、とのお尋ねがございました。

来年度の任意協議会の委員につきましては、有識者や全ての市町村長、消防長会の会長と副会長、そして、知事とすることや、専門部会などの構成員の案も1月の検討会で提示し、了承を得ております。

このうち、協議会の下の特設部会や方面別部会については、全ての副市町村長や消防長で構成することとしており、必要に応じて、市町村長とも協議してまいります。

さらに、実務レベルの議論を行うワーキンググループには、市町村や消防本部の担当課長などに参加を依頼することとしております。このワーキンググループでは、議題に応じて必要な方に参加を依頼することとしております。こうした機会などを通じて、現場で活動されている消防団員や消防職員の意見を伺うことも検討したいと考えております。

その上で、実施計画の策定に向けては、部会などで議論を重ねて、来年1月までの計画の案を作成したいと考えております。

そして、令和9年度の法定協議会でも、さらに議論を重ね、令和9年12月に計画を策定することを目指しております。

このようなプロセスでは、県が調整役となって、今まで以上に市町村や消防本部の思いを酌み取りながら、丁寧に議論を進めてまいります。

次に、消防広域化後における消防車両の到着時間の短縮効果や、初動対応の改善について、お尋ねがございました。

消防広域化後における消防車両の到着時間については、消防防災科学センターに委託してシミュレーションを行い、昨年10月の専門部会でお示しました。

この結果では、広域化により、従来の消防本部の管轄の壁を越えて、現場に最も近い消

防署所から出動する、いわゆる直近指令が可能になるため、到着時間の短縮が一定見込まれております。

具体的には、特に、市町村境で効果が大きく、最大で 31 分の短縮が期待できるメリットがあるという試算結果が出ております。

しかしながら、最寄りの消防署所から遠い一部の地域では、広域化後もこれまでと変わらず到着までに 40 分以上かかってしまうという試算結果もあります。

このため、消防活動を迅速に行うためには、地域に密着している消防団の分団に、現場に近い即時対応力を生かして活動していただくことも、引き続き重要になると考えております。

また、消防車両の初動対応の改善といたしまして、そのほか、災害の規模に応じて近隣の複数の消防署所からも初動時から出動させることで、災害現場の消防車両をふやせるメリットがあります。

こうした広域化のメリットを最大限に生かしながら、消防署所と消防団の消防車両が相互に補完し合い、連携することで、効果的に被害を軽減できるようになるものと考えております。

最後に、県域全体での人材確保の実効性や、中山間地域での処遇改善の配慮について、お尋ねがございました。

近年、人口減少に伴い、本県の中山間地域の小規模消防本部の中には、職員を募集しても受験者が集まらず、新規採用が難しい状況になっている本部があります。

受験者が集まった場合でも、複数の消防本部の採用試験に合格した受験者は、中山間地域の消防本部を辞退する傾向があり、必要数を確保できていない実態があります。

このため、辞退された消防本部では追加募集を実施するなど、職員の負担が大きくなる上、結果として採用できない場合があると伺っております。

今後、採用事務を共同で実施することで、小規模消防本部が単独で募集するよりも受験者が集まりやすくなると考えており、他県の自治体では、技術職員などの採用事務でこうした取り組みが行われております。

また、受験者の複数の希望を踏まえて配属先を調整することで、辞退者を減らすことができ、職員側の負担も軽減できるものと考えております。

また、地域枠採用につきましては、地元出身者の採用を希望する郡部の町村長の御意見を踏まえて基本計画に位置づけており、地元で働きたい人材の確保が期待できると考えております。

議員御指摘の、三交代制勤務への移行、給与といった処遇の改善には、市町村の財政負担を伴うこととなります。

このため、基本計画では、消防指令システムなどの共同整備による費用の節減効果によ

り、職員の処遇を均一化するための財源確保の目処を立てることとしております。

職員の処遇につきましては、当面の間は必要最小限の均一化を行い、さらなる均一化は、システムなどの整備を発注し、費用の節減効果が明確になった後に検討してはどうかと考えております。

中山間地域の人材確保のためには、採用事務の共同化に加えまして、職員の処遇改善も重要でありますことから、市町村と知恵を出し合いながら、具体的な取り組み内容を検討してまいります。

◎土木部長（横地和彦君） まず、現時点での私有地情報の精査、及び、今後の取り組みについて、お尋ねがございました。

令和7年度は、第6期南海トラフ地震対策行動計画に基づき、全ての私有候補地の災害リスク、及び、ライフライン状況の情報収集を完了させたところです。

令和8年度は、この結果に加え、応急仮設住宅としての利便性や設置、運営のしやすさという点も考慮した上で、候補地の優先順位づけを市町村と連携して進めてまいります。

さらに今後は、発災時における応急仮設住宅の迅速な建設に向け、私有候補地の所有者の方々との事前の合意を可能な限り進めておくことが必要と考えております。

そこで、応急仮設住宅の建設に御協力いただける土地所有者の方々から、任意で事前登録をいただく仕組みを有している県内5市町村の取り組みにつきまして、他の市町村にも拡大することで、発災後の速やかな応急仮設住宅の建設につなげていきたいと考えております。

次に、耐震シェルターへの補助の予算見積戸数と計上額、加えて補助上限額について、お尋ねがございました。

まず、予算見積につきましては、他県の実績状況等から来年度、見積戸数30戸分、事業費600万円の予算を計上し、本議会にお諮りしております。

次に、補助上限額につきましては、既に耐震シェルターの補助が制度化されている25都道府県で見ますと、補助上限額30万円未満が4、30万円台が10、40万円が2、50万円が3、それを超えるものが6となっており、30万円台としている県が一番多くなっております。

また、補助率は、100%としているのが11、それ以外が14となっております。

本県では、補助上限額20万円、100%の補助としております。これは、住宅の耐震改修を行う場合の個人負担額の平均値であります、約40万円とほぼ同額の個人負担となることを基本とし、耐震シェルターの一般的な価格である約60万円から個人負担額を差し引いた額としたものであります。

最後に、耐震シェルターへの補助要件について、お尋ねがございました。

耐震シェルターにつきましては、安全性に関する国等が定めた基準がない中、各製造者が独自に開発した製品を販売しているのが現状であります。

そのため、補助要件といたしましては、製造者等が実験や計算によって性能を検証しているということが確認できる製品を、補助の対象とすることを考えております。

◎教育長（今城純子君） まず、防災や環境について学ぶ学科等の新設について、お尋ねがございました。

南海トラフ地震が迫る本県において、若い世代の防災力を高めることは、大変重要なことと考えております。

そのため、平成29年2月議会において、当時の知事、教育長からお答えさせていただいたように、特定の学校に防災関連科を創設するのではなく、多くの高校生が防災への意識を高めるための取り組みを進めてまいりました。

具体的には、県内全ての高校が参加する「高校生津波サミット」を平成29年度から開催しています。このサミットでは、防災リーダーの育成を目的として、指定校における実践事例の発表や被災体験者による講話、参加者全員でのグループ協議などを行っています。

また、個々の学校においても、防災力を高める取り組みが行われており、例えば、大方高校では、保育所や小中学校とも合同で、地域と連携した実践的な避難訓練等が実施されています。こうした各校での取り組みを、今後も着実に進めていく必要があると考えています。

一方で、昨年度末に策定いたしました「県立高等学校振興再編計画」では、学校のさらなる魅力化を図ることとしています。

議員からお話のあった、防災や環境について学ぶ学科・コースについても、学校の魅力化、特色化の一つのアイデアになるものと思います。こうした学科・コースを新設することについて、この場で直ちに明言することは困難ですが、他県の先行事例も研究し、学校や市町村等の関係者と議論を行ってまいります。

次に、幼児から高等学校までの各発達段階における、自転車利用の安全教育について、お尋ねがございました。

まず、保育所、幼稚園では、幼児の自転車利用を見据え、周辺の散歩等の機会を通じ、信号を守ることや交差点での一時停止など、交通安全の習慣が身につくよう指導しています。

また、小学校では、自転車での行動範囲が広がることを踏まえ、運動場に道路を書き、実際に自転車を運転する交通安全教室を、警察と実施している学校が数多くございます。そこでは、左側通行などの交通ルールに加え、信号のない交差点でも立ち止まり、左右の安全を確認してから移動するなどの安全な行動について、実技も交えて指導しています。

そして、中学校、高等学校では、道路交通法に基づいた自転車の交通ルールや道路標識、表示の意味などを、より詳細に指導しています。

昨年 11 月には、県教育委員会と警察で、罰則強化に関するリーフレットを作成、配布し、県内全ての公立中学校、高等学校で活用いただきました。

加えて、県立学校では、今月末の合格者登校日の際、自転車の安全な利用を啓発する私からのメッセージ動画を、新入生とその保護者に視聴していただくこととしています。

また、国からは、昨年 12 月に「自転車の交通安全教育ガイドライン」が示され、幼児から高校生に至るまでの発達段階に即した具体的な取り組みが整理されました。

今後は、全ての公立学校の教職員を対象とした研修会などを通じて、このガイドラインを各学校等に周知し、活用を働きかけていきたいと考えています。

引き続き、警察などの関係機関と連携しながら、子供たちが交通ルールを守り、事故を回避できるよう、安全教育の取り組みを進めてまいります。

◎警察本部長（岩田康弘君） まず、自転車の交通ルールに関する広報啓発について、お尋ねがございました。

県警察では、昨年 6 月以降、自転車の違反に対する青切符導入を見据え、広報啓発を強力に推進してまいりました。

例えば、自転車ルールを広く周知するため、自転車の交通ルールを列挙したチラシを作成の上、県内各地で街頭キャンペーンや交通安全教室を展開し、大きくテレビや新聞で報道されたほか、県の広報誌に、主な違反行為や反則金額等を掲載し、全世帯に周知しました。また、無関心層に周知するため、桂浜水族館のマスコットキャラクター「おとどちゃん」とコラボレーションの上、県警察公式の SNS で発信したところ、自転車の交通ルールに関する投稿の閲覧者が現時点で 10 万人を超えております。

しかしながら、令和 7 年中の自転車による交通違反は、取り締まり等による検挙が 90 件余り、指導警告は 1 万 6,200 件余りに上るなど、個々の違反に関するルールがいまだ浸透していない状況にあります。また、近年は人身事故に占める自転車事故の割合が約 2 割で推移し、自転車側の 8 割以上に交通違反が認められております。

こうした情勢を踏まえ、令和 8 年度は、事故に直結しやすい一時不停止、ながらスマホなどの違反を、約 15 秒の啓発動画、数本にまとめ配信する予定としております。この動画は、話題性のあるキャラクターや現役高校生とコラボレーションで制作し、無関心層を念頭に、街頭ビジョン、デジタルサイネージや SNS のほか、中高生の学習用タブレットに配信する計画を進めております。

このように、来年度事業においては、事故に直結しやすい違反にフォーカスし、より一層無関心層に働きかけ、自転車による交通事故の低減を狙った取り組みを強化するととも

に、自転車の交通ルールを列挙したチラシを活用した取り組みを拡充することで、自転車利用を巡る交通秩序の維持に努めてまいります。

次に、自転車の交通指導取り締まりについて、お尋ねがございました。

議員から御質問にあったとおり、今回の法改正をきっかけとして、取り締まり件数を高めることに注力するものではございません。

現状におきましても、警察官が自転車の交通違反を認知した場合、基本的には現場で指導警告を行い、遵法意識の啓発に重点を置いております。ただし、交通事故の原因となったり、歩行者や他の車両にとって危険性や迷惑性が高いなど、悪質、危険な違反に対しては取り締まりを行っております。

こうした指導、取り締まりの考え方は、青切符導入後も変わることなく、引き続き、自転車利用者への交通ルール周知と遵守の意識啓発に重点を置いてまいります。

最後に、自転車を利用する高齢者が交通安全教育を受ける機会について、お尋ねがございました。

県警察では、高齢者が集う場所へ、警察官や高齢者アドバイザーが出向いて講習する交通安全教室を各地で開催しており、令和7年中は636回開催して、延べ9,095人の方に受講していただきました。なお、一部の教室では、自転車シミュレータを体験してもらうなど参加型の内容としております。

一方、県内では、令和7年中に65歳以上の高齢者による自転車事故が41件発生し、死者は4人、重傷者は17人、軽傷者は20人となっております。

高齢者を対象とする参加、体験、実践型の交通安全教室については、議員から御指摘のあった、いきいき百歳体操の場を含め、さまざまな高齢者の集会で出前教室を開催しているところですが、今後もより多くの方に御参加いただけるよう、あらゆる機会を捉えて開催場所を広げてまいります。

◎31番（坂本茂雄君） それぞれの御答弁ありがとうございました。再質問をさせていただきたいと思っております。

まず、参与の関係ですけれども、知事は、参与に求めていた選挙期間中の行動について、それを超えるような、求めていたこと以上の行動がされたというふうには思っていないというようなことでした。

それが、例えば、よく言われている、大きな会場で声高に訴えたりとか、そういうようなことは謹んでもらいたいとか、そういうことなんかも含まれているだろうと思うんですけれども。むしろ、私はそういうことだけでなく、例えば、実際、ホームページで活動記録が公表されていますけれども、例えば、1月でいえば18日間というふうに活動記録が報告されています。その中で、実際に、じゃあ、何日、何日が活動日だったかということ

をお聞きしたら、ホームページには載っていなかったので秘書課のほうにお伺いしたら、何日、何日、何日だと。

ところが、その何日、何日の中に、大石参与が、実際の衆議院の候補者らとともに、ある企業を訪ねて、そこでパンフレットを配りながら、お願いしていく。最後には、一緒に記念写真を全従業員と一緒に撮って、それを衆議院の候補はF a c e b o o kにアップしているというふうなことがされているわけですね。

そうすると、それは、活動日は同じ日だとしても、いや、分離していますと言われたらそれまでなわけです。

で、そういう意味で、先ほど私が言いました昨年の塚地議員に対する、知事のSNSなどを通じて情報発信してもらおうようにも言っていくというふうに言われているんですけども、参与としてのアカウントでSNSを情報発信しているように、私はよう探さなかったんですけども。そういった意味で、知事が、そういうふうなSNSを通じた情報発信をしてもらおうということを指示したとしたら、そういうふうな指示が通って、現在、そういうふうな形で情報発信されているのかどうかということについて、お聞きしたいと思います。

で、今までの大石参与の個人的なアカウントの中で、この日はどういう行動した、この日はどういう行動したとかいうような中から、参与としての活動がわかるかどうかというと、それは大変厳しい。探すの自体が厳しいのではないかなというふうに思ったりしますので、そういった知事からの指示に対して、参与はそれに応えた行動ができているのかどうかというふうなことを、改めてお聞きしたいと思います。

で、いずれにしても、県のホームページに示されている活動報告、実績などでは、十分なことがわからない。ほんとに県民の皆さんに理解してもらおうと思ったら、もっと丁寧な報告が必要ではないかなというふうに思っていますので、その辺について、改めてお聞きしたいというふうに思います。

もう1つは、難病患者さんの雇用枠の問題について、人事委員会などと協議もしていきたいということなんですけれども、先ほども言いましたように、厚生労働省によって、今検討されている中で、令和9年に関連法が改正されると。その関連法の改正を待たずに実施しているところもあるわけで、例えば、先ほど紹介した山梨であったり、千葉であったり。

しかし、東京都も、今回そういうふうな考え方が示されたということが、2月の28日に報告されています。高知県も、その法改正におくれることなく、内部の検討を進めていただきたいというふうに思いますが、そういった作業感覚で進めていかれるのかどうかということも、あわせて知事にお聞かせいただきたいと思います。

そして、もう1つは、県立高校における防災環境科学系のコースの、あるいは、科の新

設等について、直ちにとということではないですけども、ただ、一方で、先ほどの本日の知事の答弁の中で、高知県として防災庁の誘致をしたりとか、あるいは、その中でも、防災大学の設置を要望するとかそういうことをしていこうとしているときだからこそ、高知県は高校においても、そういうふうなことをやっていくんですよということを打ち出すこともアピールになるだろうというふうに思うんですね。

ですから、平成29年の2月定例会で答弁された当時の尾崎知事の答弁は、今の情勢の中では、やっぱり違うと思うんです。先ほど言ったように、特色化、魅力化ということが高校の中で議論されている中で、そのときに知事が言っていた考え方というのは違うのではないかなというふうに思いますので、ぜひ、この点について、先ほど言った防災庁や防災大学校を誘致しようとしていることにおいて、高知県はもう一步踏み込んでいくという考え方ができないのかどうか。これは、教育長にお尋ねしたいと思います。

そして、これもずっとお話ししてきているわけですがけれども、精神病患者の皆さんに対する医療費の助成の問題、これも言えば、3年後の見直しまでどんな議論をするのかということが、やっぱり当事者や家族の方にとって心配なことだと思うんですね。

で、やっぱりこの間の関係者会議の議論を聞いていると、関係者会議の関係者の皆さんの気持ちが、随分と変わっていったと思うんです。この1年間の議論の中で、最初から、それで、最後までの間では随分と皆さんの意識の変化というものもあったと思うんですね。もっと継続して議論していたら、結果は変わっていたかもしれない。私は、そんなふうにさえ感じました。

ですから、決して3年後を待つのではなくて、それまでに段階的にできないかどうかということをおわせて検討できないかということ、もう一度、部長にお聞きして、第2問とします。

◎知事（濱田省司君） 坂本議員の第2問にお答えいたします。

まず、大石参与の活動記録の広報の状況ということでございます。

ただいまお話にもありましたけれども、私は、大石参与の任用に当たりまして、SNS等での発信もお願いしたいということは、指示いたしました。

実際に、県の参与の公式アカウントを設けまして、いわゆるXにおきまして発信はしているというふうに報告は受けております。ただ、今、件数等は、突然のお尋ねでしたのでお答えできませんけれども。

ということがまず1点でございます。

で、たった今、御答弁申し上げましたけれども、今、現実にはいろいろな民間企業等と連携を求めて活動していただいております。

ただ、現時点で、水面下での活動ということが多いということもあり、どこまで固有名

詞がわかるような形で発信ができるかというところもございますので、必ずしも、数において頻繁にということになってはならないかもしれませんが、これは、実績が上がり、固有名詞も含めた公表ができるという段階になりましたら、そうしたものもより充実した形で公表するよにということにしていまいりたいと思いますし、日々、私自身も、大石参与と頻繁に打ち合わせをしております。その際に、特に、この広報ということに関しましても、本日いただきましたようなお話をいただいているということも含めて、さらに、より県民の皆様に関わりやすく広報していくということについては、流していまいりたいというふうに思っております。

それから、2点目が、難病患者の方々の雇用枠ということについてでございます。

これも、ただいま申し上げましたように、国のほうで、この難病患者の方々に关しまして、医師の意見書などを用いて、障害者の方々の雇用枠に準じるような形での対応を具体的に検討いただいているというふうにお聞きしております。

問題は、専門的、技術的な判定ということになるかと思っておりますから、他県で先行しておられるところがあるのかもしれませんが、これも、私もちょっとつぶさに状況は、今、手元にはございません。

いずれにいたしましても、基本は、この障害者の雇用制度、国の大きな設計に基づいて動いている部分でございますので、国の動向をしっかりと把握をして、こうした専門的、技術的にしっかりと裏づけをとって、その上でおくれることなく実行していくという考え方で対応していまいりたいと思っております。

◎教育長（今城純子君） 先ほども答弁させていただきましたけれども、高校生の防災力を高めていくということは、本県にとってほんとに大事なことであると考えています。そのため、横系と縦系と言いますか、全員が、先ほどお伝えいたしましたように、サミットは全部の高校生が、代表ではありますけれども、全ての高校が参加をしていますので、その中で防災力を高めていくという底上げと、それから縦のフェイズも変わってきております。先ほど申しましたように、新たに、振興再編計画も立て、そして、その中で魅力化、特色化を図っていらっしゃるところでございますので、そういった中で、防災とか、それから、環境に関する学科やコースについて、また検討していきたいということを考えております。

◎子ども・福祉政策部長（西村光寿君） 先ほども答弁申し上げましたけれども、身体障害や知的障害といった他の障害種別とのバランスを含めて、3年後を目途に検討していきたいということでございます。

この3年間何をやるのかということ、やはり、必要な実施状況についても確認させていた

だいたりしてデータをとってですね。そうした上で、再度検討させていただきたいというふうに考えてございます。

ただ、その間、何もしないということではなくて、先ほど申しあげましたように、団体の皆様、幅広く、団体の皆様ともお話を聞かせていただきながら、実情も含めてお話を伺いながら、こちらのほうでも考えは続けていきたいと思っております。

◎31 番（坂本茂雄君） 3問目で、知事にお伺いします。

4 S プロジェクトの重点配分のあり方については、先ほど、細木議員も御質問されたんですけれども、知事の答弁で、県とベクトルをあわせて方向をとともにする市町村への支援だというふうになれば、言えば、知事の施策、高知県としての施策に正に共感しない市町村は切り捨てるということになるのではないかと。そんな、知事、ちょっとそこまで過激なことは、私は言ってませんということかもしれませんが、そう受けとめざるを得んような思いが、私はしています。

知事のお考えを最後にお聞きして、以上で、私の質問とさせていただきます。

◎知事（濱田省司君） 今回の4 S プロジェクトの重点配分の趣旨は、ただいま申しあげましたような基本配分枠4億円の枠は、県のほうもこの制度つくりましたときに、自らスクラップもして財源を出したというものでございますし、これについては、人口等の客観的な数値で枠配分をさせていただいて、市町村にはいわば10分の10の高い交付率でほぼ自由に使っていただけるということで、例えば、子供医療費の充実、支援の充実であったり、新たな出会い促進の制度であったり、事業であったり、こういったものに使っていただいていると。

県の同じ各種の補助金、交付金の中でも、いわば破格の高い自由度と手厚さで支援している制度ということでもありますから、そうした制度を利用させていただいて、一緒になって、人口減少の克服に向かって戦っていただくということを前提に考えましたときに、4 S プロジェクトと一緒に協議をさせていただくというところのスタートラインと言いますか、協議のテーブルに着くというところすらできていないという状況は、私は、大変残念な状況でありまして。そういうことがないように、ぜひスタートラインは一緒に。協議の中身についてはいろいろ御意見があるかもしれませんが、人口減少の克服に向けて、同じ方向に向かって進んでいくと。

それは、濱田がどうこうという問題ではなくて、県と市町村の間でそうした考え、ベクトルを共有をさせていただく。それに応じて、非常に手厚い支援を、時限の制度ということでございますが、この総合交付金を活用いただけるというような構図の中で、環境を整えていきたいという思いでございます。